

地方創生にかかる「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定方針

1 背景

- 今後本格化する日本全体の人口減少とこれに伴う地域経済の縮小の克服に向け、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、12 月には「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定された。
- 市町村は、国の総合戦略等を勘案し、区域の実情に応じた「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を定めるよう努めることとされている。

<国の長期ビジョンの3つの視点>

- ・東京圏一極集中の是正
- ・若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現
- ・地域の特性に即した地域課題の解決

<国の総合戦略の基本的な考え方>

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。

2 基本的な考え方

- 平成 24 年策定の「福岡市総合計画」は、長期的な将来人口推計に基づき、日本全体が成熟社会に移行していく中であっても発展を続け、九州、日本の成長を牽引していけるよう「生活の質の向上と都市の成長の好循環を創り出す」ことを基本戦略とし、目標と施策を定め、成果指標を設定するなど、すでに地方創生の基本的な方向性を先取りするものとなっている。
- また、総合計画策定後の大きな環境変化として、国家戦略特区を獲得したことを踏まえ、『グローバル創業都市・福岡』ビジョン（特区ビジョン）を策定したところである。
- したがって、総合戦略の策定にあたっては、総合計画及び特区ビジョンを基本とし、地方創生の観点から施策等を整理、検討・追加し、再構築するものとする。

3 策定の基本的視点

策定にあたっては、国の総合戦略に沿って、「しごと」「ひと」「まち」の3つを基本的視点として検討を行う。

しごとの創生＝「雇用の質・量」の確保・向上

(スタートアップ都市づくり、観光・MICEの振興、企業誘致、中小企業の振興 等)

ひとの創生＝有用な人材確保・育成、出産・子育てへの切れ目ない支援

(安心して生み育てられる環境づくり、若者・女性の活躍支援 等)

まちの創生＝地域の特性に即した課題の解決

(都心部の機能強化、コンパクトシティ、高齢化・人口減少に対応したまちづくり 等)

4 主な内容

(1) 人口ビジョン

- ・人口の現状分析（人口動向分析，将来人口の推計と分析等）
 - ・人口の将来展望（自然増減等に仮定を置いた人口の将来展望等）
- ※推計の期間は，総合計画にあわせ平成 42（2040）年までとする。

(2) 総合戦略 <計画期間：平成 27 年度から平成 31 年度まで>

- ・基本目標と基本的方向
- ・基本目標を達成するための具体的な施策と客観的な指標
- ・進行管理（PDCA サイクル）

5 スケジュール

		平成27年度							
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
人口ビジョン・総合戦略		議会報告（策定方針）	素案作成	総合計画審議会	原案作成	議会報告（原案）	パブリックコメント	策定	
	参考			○地方創生交付金（上乗せ分）交付申請締切			○交付決定	（○補正予算案）	

※地方創生交付金（上乗せ分）

地方版総合戦略の早期かつ有効な策定・実施を支援する交付金のうち，内容の優れた事業に上乗せ交付するものとして，国が配分を留保している交付金（総額 300 億円）

〔 交付額：一市町村あたり 4 千万円から 6 千万円程度を目安に検討中
 交付要件：10 月 30 日までに地方版総合戦略を策定すること など 〕